

高所作業車特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の高所作業車特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、安全衛生特別教育規程第 13 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

高所作業車特別教育講座

学科教育

科目	時間
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3.0 時間
原動機に関する知識	1.0 時間
高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	1.0 時間
関係法令	1.0 時間

合計 6.0 時間

実技教育※

科目	時間
高所作業車の作業のための装置の操作	3.0 時間

※事業者にて実施

令和 4 年 4 月 4 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

